

平成 28 年 10 月入学岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【特別入試】・
平成 29 年 4 月入学岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【8月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	税法

次の事実に関する下の問い合わせにすべて答えなさい。

同族会社 X 社は、使用人兼役員である A および B に使用人分賞与を支給し、いずれについてもその全額を損金の額に算入した。A と B の使用人としての職務はほとんど同じであるが、A の支給額は B の支給額の約 2 倍である。なお、A は、X 社の発行済株式の全てを保有し同社の代表取締役を務める C の娘であるが、B は、C および A をはじめとする C の親族との間に私的な関係がない者である。

問 A

役員給与の損金算入を制限する現行の法人税法の規定(法人税法 34 条、36 条)が存在せず、その代わりに下のような規定が法人税法施行令に設けられていると仮定した状況において、所轄税務署長 D が、X 社は A に係る使用人分賞与を一切損金に算入できないとして、X 社に対して課税処分(増額更正処分および過少申告加算税賦課決定処分)を行った。この処分については法的瑕疵となり得る事項があると考えられるが、それはどのようなものか。その理由と共に論述しなさい。

第 XX 条 法人が役員に対し支給した賞与の額は損金に算入しない。ただし、使用人として職務を有する役員に対し当該職務に対する賞与として支給した金額のうち相当と認められる金額はその限りではない。

2 使用人として職務を有する役員とは、役員(同族会社であるかどうかを判定する場合にその判定の基礎となる株主若しくは社員又はこれらの親族であるものを除く)のうち、使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

問 B

問 A の課税処分が違法であるとして取り消されるべきとすると、その範囲はどのようになると考えられるか(すなわち、処分の全部が取り消され、X 社は A に係る使用人分賞与の全額を損金にできるのか、それとも、処分の一部は適法であるとして損金に算入できるのは A に係る使用人分賞与の一部だけであるのか)。その理由と共に論述しなさい。

以上